

建築物省エネ法に基づく仕様基準に基づく仕様表（作成例）

➤本仕様表の根拠と目的

建築基準法施行規則(以下「規則」という。)第1条の3第6項の規定に基づき、申請図書に明示すべき事項を「仕様表」に明示した場合は、その申請図書への明示を省略することができ、他の申請図書に明示すべき事項のすべてを「仕様表」に記載した場合は、その申請図書の添付も要しないこととなります。長野県では、国が示している「確認申請・審査マニュアル」を基に、独自の様式として仕様表(作成例)を定めることとし、別途建築基準法に関する「仕様表作成例」を作成しました。

本仕様表は、建築物省エネ法第11条の規定に基づく「特定建築行為」のうち、国土交通大臣が定める基準(関係省令及び告示による基準 以下「仕様基準」という。)に適合することを確認する場合に、今回の関係法令の改正によって公表されている「仕様基準ガイドブック」や「仕様表作成ツール」と同様に、仕様基準に対応した必要事項を記載し、各規定の適合確認を行うことができる場合は、規則第1条の3、表2に基づく申請図書に明示すべき事項に代えることができ、また、添付すべき申請図書に明示すべき事項をすべて本仕様表に記載した場合は、当該申請図書の添付を省略することができる様式として定めたものです。

なお、本仕様表に記載することをもって、すべての基準に関して申請図書の添付を要しないということではなく、各規定の内容や規則に定められた明示すべき事項の内容によっては別途申請図書の添付が必要となります。本仕様表は、建築確認申請における申請図書となることに加えて、確認審査をより効率的に行うとともに、確認申請を行うに当たっての省エネ基準の仕様基準への適合チェックリストとしても活用できるものです。

➤本仕様表が対象としている建築物

仕様基準を適用できる建築物は住宅に限られています。本仕様表は、戸建て住宅を主な対象として作成していますが、共同住宅、長屋等及び複合用途の住宅部分にも適用可能です。また、構造は木造軸組構法又は枠組壁構法を対象としています。

共同住宅や木造軸組構法等以外の構法や構造に関しては、仕様基準の根拠となっている関係告示から、対象となる具体的な基準を確認し、本仕様表を参考に別途同様の仕様表を作成することで確認申請手続きについて同様の取り扱いが可能です。

➤作成に当たっての留意点

①本仕様表は、規則に定められている図書に明示すべき事項を文書にて明示できる事項を記載しています。文章では明示できない「位置」等は、図書に明示する必要があります。

②本仕様表は、建築士法第20条に基づく「設計図書」であり、建築確認申請に添付する申請図書となります。従って、業務に必要な表示行為が必要であり、確認申請に添付する正本として、記名が必要となります。

➤記載方法

仕様基準の適用項目と外皮の各部位及び設備に関する項目に適用する基準、対象となる地域区分を選択し、各項目に該当するチェックボックス(□)の該当部分に☑をするとともに、具体的に記載すべき項目は記載してください。

仕 様 表

建築主名		設計者名(本仕様の作成者:複数の場合はすべて記載)				
建築場所		建築物の用途・規模(階数及び延べ面積)・構造				
仕様基準の適用項目	基本事項[仕様基準適用区分を以下のいずれかを選択]	仕様基準の適用項目[一部の項目を仕様基準による場合に適用項目を以下から選択]	工事区分[工事内容を以下から選択]	地域の区分[申請地の区分を以下から選択]	適用する基準[適用する基準を以下から選択]	
	☐ 全ての項目を仕様基準による ☐ 一部の項目を仕様基準による[適用する項目を選択]	☐ 外皮 ☐ 暖房設備 ☐ 冷房設備 ☐ 換気設備 ☐ 照明設備 ☐ 給湯設備	☐ 新築 ☐ 増築 ※上記以外の工事は適合義務対象外	☐ 2地域 ☐ 4地域 ☐ 3地域 ☐ 5地域	☐ H28告示第266号の基準 ☐ R4告示1106号の誘導基準	
	建て方[以下の区分から選択] ☐ 一戸建て住 ☐ 長屋住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 複合建築物の住宅部分 ☐ その他	構造[以下のいずれかを選択] ☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 混構造 ☐ その他	構法[木造の場合以下から選択] ☐ 軸組構法 ☐ 枠組壁工法 ☐ その他	床面積(㎡)[①、②は自動計算] ①床面積の2%の面積(㎡) ②床面積の4%の面積(㎡)	 0.00 0.00	
	[建て方が「その他」の場合は具体的に以下に記載]	[構造が「その他」の場合は具体的に以下に記載]	[構法が「その他」の場合は具体的に以下に記載]	※丸太組構法は、構造は「木造」、構法は「その他」となる。 H28 国土交通省告示第266号(基準)・R4国土交通省告示第1106号(誘導基準)においては、構法を「その他」として基準を適用する。		
外 皮	仕様基準の対象部位(仕様が異なるごとに作成)	基準の項目	基準適用区分[断熱性能等の基準適用区分 [告示第1(2)イ又はロのいずれかを選択(以下の欄は選択した基準に関する内容を選択あるいは記載)]		備 考 (設計図書への記載事項など)	
			☐ 熱貫流率基準による(告示第1(2)イ) U値	☐ 断熱材熱抵抗値による(告示第1(2)ロ) R値		
	屋根① ※仕様が異なる部分がある場合は必要に応じてこの欄を追加して作成する。(以下の部位も同じ。)	断熱構造とする部分の構成材料の仕様	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	・断熱材はJIS規格品であることが必要(以下同じ) ・U値は、公表されている計算シートにより計算し、その根拠を添付 R値は断熱材協議会HPから選択 ・施工方法の定義はH28国土交通省告示266号等を参照 ※以上は外皮基準においては共通事項	
		施工方法	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱 ☐ 充填断熱		
		基準[基準又は誘導基準のいずれかを記載]				基準値は地域区分、構法、構法等から上記告示の基準値を選択
		設計値				上記の設計仕様によるU値又はRの数値を記載
	天井①	断熱構造とする部分の構成材料の仕様	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	外皮の断熱構造とする部分は、屋根又は天井いずれかによることとし、該当する部位に記載する。	
		施工方法	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱 ☐ 充填断熱		
		基準[基準又は誘導基準のいずれかを記載]				基準値は地域区分、構法、構法等から上記告示の基準値を選択
		設計値				上記の設計仕様によるU値又はRの数値を記載

	外壁①	断熱構造とする部分の構成材料の仕様	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	基準値は地域区分、構法、構法等から上記告示の基準値を選択 上記の設計仕様によるU値又はRの数値を記載
		施工方法	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱 ☐ 充填断熱	
		基準[基準又は誘導基準のいずれかを記載]			
		設計値			
	床(外気に接する)①	断熱構造とする部分の構成材料の仕様	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	外気に接する部分の面積が床面積の5%以下の場合は、下欄の「外気に接しない!」とすることができる。 基準値は地域区分、構法、構法等から上記告示の基準値を選択 上記の設計仕様によるU値又はRの数値を記載
		施工方法	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱 ☐ 充填断熱	
		基準[基準又は誘導基準のいずれかを記載]			
		設計値			
	床(外気に接しない)①	断熱構造とする部分の構成材料の仕様	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	基準値は地域区分、構法、構法等から上記告示の基準値を選択 上記の設計仕様によるU値又はRの数値を記載
		施工方法	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱 ☐ 充填断熱	
		基準[基準又は誘導基準のいずれかを記載]			
		設計値			
	土間床等の基礎壁(外気に接する)①	断熱構造とする部分の構成材料の仕様	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	基準値は地域区分、構法、構法等から上記告示の基準値を選択 上記の設計仕様によるU値又はRの数値を記載
		施工方法	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱 ☐ 充填断熱	
		基準[基準又は誘導基準のいずれかを記載]			
		設計値			
	土間床等の基礎壁(外気に接しない)①	断熱構造とする部分の構成材料の仕様	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	基準値は地域区分、構法、構法等から上記告示の基準値を選択 上記の設計仕様によるU値又はRの数値を記載
		施工方法	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱 ☐ 充填断熱	
		基準[基準又は誘導基準のいずれかを記載]			
		設計値			
	仕様 [材質、ガラス仕様、ガス入り等具体的に記載[複数の仕様がある場合は仕様ごとに記載]			開口部の仕様が複数ある場合は、平面図、立面図にその位置と仕様を明示	
	熱貫流率基準 [H28 国土交通省告示第266号(基準)・R4国土交通省告示第1106号(誘導基準)のいずれかの数値を記載]	[一般基準の場合は地域区分により以下のいずれかを選択] ☐ 2又は3地域:2.3以下 ☐ 4地域:3.5以下 ☐ 5地域:4.7以下	[誘導基準による場合は地域区分により以下のいずれかを選択] ☐ 2～4地域:1.9以下 ☐ 5地域:2.3以下		
	設計熱貫流率[設計した開口部のうち、一番高い熱貫流率となる開口部の率を記載]				
	[住戸床面積の2%以下の面積の開口部の有無](適用対象外開口部となる)	☐ ある ☐ ない			

	開口部(窓)	日射遮蔽性能[日射遮蔽性能は5地域のみ適用]	[日射遮蔽性能に関して該当する方法を以下の①～④から選択する。複数該当する場合は該当する項目を選択する。] ☐ * 開口部の日射熱取得率が0.59以下[設計した開口部のうち、一番高い日射熱取得率となる開口部の率を以下に記載]		ひさし・軒等による場合は立面図又は断面図に当該部分の外壁からの出寸法と開口部下端までの寸法を明示(ひさし等の先端から外壁までの出寸法その下端から開口部下端までの高さの0.3倍以上のものが該当)
			☐ * ガラスの日射熱取得率が0.73以下[設計したガラスのうち、一番高い日射熱取得率となるガラスの率を以下に記載]		
			☐ * ひさし・軒等を設ける		
			☐ * 付属部材を設ける[以下に設置する付属品を具体的に記載]		
		[住戸床面積の4%以下の面積の開口部の有無] (日射遮蔽対象外となる。)		☐ ある ☐ ない	該当する開口部位置と開口部面積及び床面積に対する率を平面図、立面図いずれかに明示
ドア		仕様[材質、ガラス仕様、ガス入り等具体的に記載[複数の仕様がある場合は仕様ごとに記載]			
		熱貫流率基準 [H28 国土交通省告示第266号(基準)・R4国土交通省告示第1106号(誘導基準)のいずれかの数値を記載]	[一般基準の場合は地域区分により以下のいずれかを選択] ☐ 2又は3地域:2.3以下 ☐ 4地域:3.5以下 ☐ 5地域:4.7以下	[誘導基準による場合は地域区分により以下のいずれかを選択] ☐ 2～4地域:1.9以下 ☐ 5地域:2.3以下	
		設計熱貫流率[設計した開口部のうち、一番高い熱貫流率となる開口部の率を記載]			設計熱貫流率の計算過程と結果を別途添付
暖房設備		完了時の設置の有無	[建築物の完了時に設備の設置状況を以下から選択] ☐ 完了検査時設置済み(以下の暖房方式の項目以下に記載) ☐ 完了検査時には未設置(建築主が設置)※以下の記載は不要		工事完了後(完了検査時以後)に建築主自らが設備を設置する場合は、基準適合の審査は行われない。(以下各設備は同じ。)
		暖房方式	[暖房方式を以下のいずれかを選択] ☐ 住戸全体を暖房する方式(ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とする) ☐ 個室のみを暖房する[以下の暖房設備の種類及び効率を該当する地域区分ごとに選択し、具体的な仕様等を記載]		
		設置設備	[該当地域を選択(以下選択した地域の欄に記載)] ☐ 2～4地域 ☐ 5地域		
			[以下の①～④のいずれかから選択] ☐ * 温水暖房パネルラジエーター(配管に断熱被覆のあるもの)[以下のイ～ハのいずれか] ☐ イ 石油熱源機JIS S3031の熱効率83.0% ☐ ロ ガス熱源機JIS1 2112の熱効率78.9%以上 ☐ ハ フロン類が冷媒使用の電気ヒートポンプ熱源機 ☐ * 融剤対流式の密閉式石油ストーブでJIS S3103の熱効率が86.0%以上 ☐ * ルームエアコンでJIS B8615-1の暖房能力を消費電力で除した数値が以下の算出式で求められる基準値以上 $-0.321 \times \text{暖房能力(KW)} + 6.16$ ☐ * H28国土交通省告示第265号の算出方法と同等以上の評価となるもの	[以下の①～③のいずれかから選択] ☐ * 温水暖房パネルラジエーター(配管に断熱被覆のあるもの)[以下のイ～ハのいずれか] ☐ イ 石油熱源機JIS S3031の熱効率87.3% ☐ ロ ガス熱源機JIS1 2112の熱効率82.5%以上 ☐ ハ フロン類が冷媒使用の電気ヒートポンプ熱源機 ☐ * ルームエアコンでJIS B8615-1の暖房能力を消費電力で除した数値が以下の算出式で求められる基準値以上 $-0.321 \times \text{暖房能力(KW)} + 6.16$ ☐ * H28国土交通省告示第265号の算出方法と同等以上の評価となるもの	・ルームエアコンによる場合は、計算基準値を求めた計算過程と結果を別途添付 ・H28国土交通省告示第265号の算出方法による場合は、当該告示による算出過程と結果を別途添付
			[設置する設備の具体的な仕様を以下に記載] 	[設置する設備の具体的な仕様を以下に記載] 	設置する設備について上記選択の基準に適合していることを示す仕様を記載
冷房設備		完了時の設置の有無	[建築物の完了時に設備の設置状況を以下から選択] ☐ 完了検査時設置済み(以下の暖房方式の項目以下に記載) ☐ 完了検査時には未設置(建築主が設置)※以下の記載は不要		
		冷房方式	[暖房方式を以下のいずれかを選択] ☐ 住戸全体を冷房する方式(ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とする) ☐ 個室のみを冷房する方式で、ルームエアコンディショナーであって、JIS B8615の冷房能力を消費電力で除した基準値が以下の算出式による基準値以上のもの $-0.504 \times \text{冷房能力(KW)} + 5.88$ ☐ * H28国土交通省告示第265号の算出方法と同等以上の評価となるもの		・ルームエアコンによる場合は、計算基準値を求めた計算過程と結果を別途添付 ・H28国土交通省告示第265号の算出方法による場合は、当該告示による算出過程と結果を別途添付
		設置設備	[設置する設備の具体的な仕様を以下に記載] 		設置する設備について上記選択の基準に適合していることを示す仕様を記載

換気設備	完了時の設置の有無	[建築物の完了時に設備の設置状況を以下から選択] ☐ 完了検査時設置済み(以下の暖房方式の項目以下を記載) ☐ 完了検査時には未設置(建築主が設置)※以下の記載は不要		
	換気方式	[以下のいずれかから選択] ☐ 比消費電力(熱交換換気設備の場合は比消費電力を有効換気量率除した数値)が0.3(W/h・m3)以下の換気扇 ☐ 内径75mm以上のダクト及び直流電動機を用いるダクト式第一種換気設備(熱交換換気設備を採用しない場合に限る) ☐ 内径75mm以上のダクトを用いるダクト式第二種又は第三種換気設備 ☐ 壁付式第二種又は第三種換気設備 ☐ ※H28国土交通省告示第265号の算出方法と同等以上の評価となるもの		・H28国土交通省告示第265号の算出方法による場合は、当該告示による算出過程と結果を別途添付
	設置設備	[設置する設備の具体的な仕様を以下に記載]		設置する設備について上記選択の基準に適合していることを示す仕様を記載
照明設備	完了時の設置の有無	[建築物の完了時に設備の設置状況を以下から選択] ☐ 完了検査時設置済み(以下の暖房方式の項目以下を記載) ☐ 完了検査時には未設置(建築主が設置)※以下の記載は不要		
	非居室の照明設備設置	[以下を選択(必須事項)] ☐ 非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明を設置しない		
給湯設備	完了時の設置の有無	[建築物の完了時に設備の設置状況を以下から選択] ☐ 完了検査時設置済み(以下の暖房方式の項目以下を記載) ☐ 完了検査時には未設置(建築主が設置)※以下の記載は不要		
	給湯方式	[該当地域を選択] ☐ 2～4地域 ☐ 5地域		
		[以下のいずれかから選択] ☐ 石油給湯機でJIS S2075のモード効率が81.3以上のもの ☐ 石油給湯機でJIS S2075のモード効率が以上のもの ☐ ガス給湯機でJIS 2075のモード効率が83.7以上のもの ☐ ガス給湯機でJIS 2075のモード効率が78.2以上のもの CO2を冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機でJIS C9220の風呂熱回収機能を使用しない場合の年間給湯効率が以下の地域区分の基準値以上のもの 2地域: 3.2 3地域: 3.0 4地域: 2.9 ☐ CO2を冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機 ☐ H28国土交通省告示第265号の算出方法と同等以上の評価となるもの ☐ H28国土交通省告示第265号の算出方法と同等以上の評価となるもの		・H28国土交通省告示第265号の算出方法による場合は、当該告示による算出過程と結果を別途添付
		設置設備	[設置する設備の具体的な仕様を以下に記載]	